東弁2023人権第774号 2024(令和6)年3月28日

府中刑務所

所長 白 川 秀 史 殿

東京弁護士会

会 長 松 田 純 一

人権救済申立事件について(警告)

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

令和元年10月29日、同年11月19日、及び令和4年1月31日、申立 人が貴所に対し、東京弁護士会宛ての人権救済申立事件に関する信書について 通数外発信の申請をしたところ、貴所は、緊急性が認められないとして、申立 人に通数内で発信するよう告知の上、当該信書を返戻した。

しかし、在監中の受刑者が弁護士会に宛てて発信する人権救済申立事件に関する信書は、人権救済の端緒となり得るものであり、また、このような信書を発信する機会を十分に保障すること自体が、受刑者の人権を担保する上で極めて重要であって、貴所が、緊急性がないと判断して通数外発信を認めなかったことは、申立人の自己の権利の侵害に対する救済を求める権利を過度に制約したものであり、申立人の人権を侵害したものである。

今後は、受刑者が弁護士会に対して発信する人権救済申立事件に関する信書 については、通数外発信の制限の対象外として扱うよう警告する。

第二 警告の理由

一 認定した事実

貴所においては、貴所から、国・官公庁及び権利救済のための弁護士会への発信については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律第130条第1項及び第2項を根拠として、原則として通数外発信を許可する類型とはしておらず、例外として、被収容者が通数外発信を必要とする理由を疎明した場合に許否を判断することとしている。

申立人が東京弁護士会宛てに通数外発信を申請した日付、及び、発信の許否、 不許可の場合の文書内容及び不許可の理由、その後の顛末は、以下のとおりで ある。

令和元年5月23日 許可

同月29日 許可

同年8月26日 許可

同年9月26日 許可

同年10月29日 不許可 人権救済申立事件の質問事項に対する回答であった。緊急性が認められなかったため、通数内で発信するよう告知の上、当該信書を返戻した。その後、翌月15日に同文書を発送した。

同年11月19日 不許可 人権救済申立事件の証拠書類であった。緊 急性が認められなかったため、通数内で発信するよう告知の上、 当該信書を返戻した。それ以降、申立人から同文書の発送の申請 はなかった。

令和3年7月26日 許可

令和4年1月31日 不許可 人権救済申立事件の照会に対する回答であった。緊急性が認められなかったため、通数内で発信するよう告知の上、当該信書を返戻した。それ以降、申立人から同文書の発送の申請はなかった。

二 人権侵害性

上記認定のとおり、令和元年10月29日、同年11月19日、令和4年1月31日、申立人が東京弁護士会宛ての人権救済申立事件に関する信書の通数外発信の申請をしたことに対し、貴所は、緊急性が認められないと判断し、翌月の通数内で発信するよう告知の上、当該信書を返戻した。

このため、同年10月29日の文書は翌月に発送することになり、同年11月19日及び令和4年1月31日の文書は、申立人が発送を取り止めることになったものである。

しかし、在監中の受刑者が弁護士会に宛てて発信する人権救済申立事件に関する信書は、人権救済の端緒となり得るものであり、また、このような信書を発信する機会を十分に保障すること自体が、受刑者の人権を担保する上で極めて重要である。

この点、刑事施設視察委員会に対して提出する書面や、審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告及び苦情の申出の書面については、発信通数を超えるものであっても、発信を制限できないものとされている(刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第79条1号、同2号)。

これは、刑事施設の職員が受刑者に対して人権侵害行為に及んだ場合には、 受刑者が萎縮することなく人権救済等を求めることが重要であり、そうした環境を整えておくことが人権救済等を実効あらしめることに役立ち、同種事案の 再発防止にも有効と考えられているためである。

弁護士会が行う人権救済申立制度の役割の重要性に鑑みれば、この趣旨は、受刑者が弁護士会に対して発信する人権救済申立事件関連の信書についても、同じく当てはまるものであり、通数外発信の制限の対象外として扱うべきである。最高裁判所第三小法廷判決平成20年4月15日(判例タイムズ1317号85頁)において、田原睦夫裁判官は、補足意見として「今日、被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関と言えるのである。」「被収容者の申立てにより、第三者機関たる弁護士会の人権擁護委員会の調査により事案の解

明が図られることになれば、かかる調査が行われ得るという事実のみで、被収 容者に対する人権侵犯事案の発生を抑止する効果が期待できるのである。」と 述べている。

したがって、貴所が、人権救済申立事件に関する信書について、「緊急性がない」と判断して通数外発信を認めなかったことは、申立人の自己の権利の侵害に対する救済を求める権利を過度に制約するものであり、申立人の人権を侵害したものである。

以 上